



住宅用火災警報器の設置

もう済みましたか

**既存住宅設置も
平成20年5月まで**

消防法が改正され、新築住宅は六月一日から火災警報器の設置が義務付けられました。また、既存住宅も平成二十年六月一日から義務化され、それまでに火災警報器を設置しなければなりません。対象は戸建て住宅、店舗併用住宅、共同住宅、長屋などすべての住宅です。住宅用火災警報器は、国の基準に適合した「NSマーク」の付いた物を選びましょう。防災用品を取り扱う販売店やホームセンターなどで購入できます。設置場所は右図を参考にしてください。大

切な命や財産を守るため、早めに設置しましょう。

注意しましょう 悪質な訪問販売

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売による被害が発生しています。他県では次のような事例がありました。黒っぽい作業服姿の男が現れ、対応したお年寄りの女性に消防署員のようなふりをして「法律改正で住宅用火災警報器を三個取り付けなければなりません」などとうそをつき、三分として二十八万三千四百円を請求。女性がその場で払うと、男は「領収書を取ってくる」と立ち去り、そのまま戻らなかったということでした。

住宅用火災警報器などの販売は、クーリングオフの対象です。契約後、一定の期間は無条件で解除が可能です。消防署員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器などを販売することはありませんので、悪質な訪問販売などには注意しましょう。なお、疑わしい訪問販売に遭ったときは、消費生活センターや、最寄りの消防署へ相談してください。

○：問い合わせは消防本部予防課 ☎220-4507へ。

〈事例1〉携帯電話のオークションで最新ゲーム機を落札しました。代金二万円を振り込みましたが、商品が届きません。出品者にはメールも電話もつながりません。

〈事例2〉インターネットのオークションにバッグを出品しました。落札価格は三万円。バッグは代金引換便で送りましたが、偽物ではないかと苦情メールや電話が届き困っています。

〈回答〉「代金を払ったのに商品が届かない」といったトラブルが増えています。安易に出品者側の情報をうのみせず、サイト上で取引相手の評価などを確認する必要があります。

また、相手の住所や電話番号が実在するか

**ネット売買のトラブルが急増
取引の相手を確認しましょう**

確認し、支払いの前払いは前払いではなく、代金引換便などを利用すると安全です。被害に遭ったときのことを考えて、パソコン画面や取引状況などはプリントしておきましょう。

売り手の場合も、代金が支払われない、商品への苦情が生じるといったトラブルがあります。

また、個人でも大量に(例えば一カ月に二百点以上)出品している場合は、販売業者とみなされ、通信販売の規制を守らなくてはなりません。

インターネットの普及とともに、オークションサイトは大きな広がりを見せ、トラブルも急増しています。オークションは原則として、自己責任の取引であり、注意が必要です。

○：問い合わせは消費生活センター ☎230-1755へ。

消費者の
豆知識



仕事帰りに楽しく学んでリフレッシュ (アロマセラピー講座)

勤労女性センターで作品展

おせち料理作りの講座も

勤労女性センターで、後期教養講座受講生の作品展と特別講座を開催します。作品展は、たくさんの方の力作や和やかな受講風景の写真を展示。ぜひ、ご覧ください。また、おせち料理作りやフラワーアレンジメントの特別講座を開催。事前申し込みがあれば、三歳から六歳までの子どもを託児できます。なお、申し込みが五人未満の場合は開講しません。

別講座を開催します。作品展は、たくさんの方の力作や和やかな受講風景の写真を展示。ぜひ、ご覧ください。また、おせち料理作りやフラワーアレンジメントの特別講座を開催。事前申し込みがあれば、三歳から六歳までの子どもを託児できます。なお、申し込みが五人未満の場合は開講しません。

□ 作品展 日時 11月27日

日(月) 12月8日(金) (土日曜を除く)、午後1時30分～7時30分 会場 勤労女性センター

内容 硬筆習字、デコパージュ、パッチワーク、書道などの作品や受講風景写真を展示

□ 特別講座

日時 ① 12月12日・19日(火) ② 12月13日・20日(水)、午後6時30分～8時30分 会場 勤労女性センター 対象 市内在住または在勤の勤労女性(パート可)、各三十人(抽選)

内容 ①はおせち料理作り ②はフラワーアレンジメント

参加費 各三千円 申し込み 11月24日(金)までに往復ハガキで。講座名・住所・氏名・職業・電話番号・託児希望の場合は子どもの人数と年齢を明記し、〒371-0035 前橋市岩神町三丁目一・総合教育プラザ内勤労女性センターへ

○：問い合わせは同センター ☎230-9098へ。

身近で親しまれる名前を デマンドバスの愛称募集



長く愛される名前を

大胡・宮城・粕川地区で行っているデマンドバス。来年一月からの本格運行に向け、愛称を募集します。市民の皆さんに親しまれ、身近に感じられる愛称をお寄せください。採用された作品と候補作品には、賞品としてQのまち商品券を贈呈。なお、作品は一人何点でも応募できますが、未発表の自作に限り、返却はしません。入選作品の著作権など一切の権利は本市に帰属し、必要に応じて補作・修正します。

対象 市内在住・在勤・在学

12月生まれから提出不要です

国民年金受給者の現況届

年金受給者が年一回提出している現況届は、十二月生まれの人から提出不要になります。住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認を行うためです。ただし、次の人は今後も現況届の提出が必要で、社会保険業務センターから届出書が送付されます。

① 社会保険庁で保有している住所、氏名、性別、生年月日などの本人情報と住民基本台帳の情報と相違している② 外

**来年3月に発行する文化財マップに
企業など広告を募ります**

来年三月に発行する市内の指定文化財などを載せた文化財マップに、企業などの広告を掲載します。希望者への説明会を十一月二十九日(水)に

化財保護課(三保町二丁目)で開催します。詳しくは本ホームページをご覧ください。掲載スペースは地図サイズ四六判(縦千八百×横七百八

十八)の折り上がり面(縦二百七十×横百九十七)に縦二十×横八十を二十枠 対象 市内の企業、団体など 申し込み 12月8日(金)までに所定の申込用紙に記入し文化財保護課(☎231-9875)へ直接

の人 申し込み 11月30日(木)までにハガキで。作品と住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、市役所いきいき生活課「デマンドバス愛称係」(☎890-5939)へ

また、現況届以外の届けが必要な人は次のとおりです。必ず提出しましょう。

① 加給年金が加算されている人は生計維持確認届② 障害年金受給者で、障害程度の確認が必要な人は医師による診断書。

○：問い合わせは前橋社会保険事務所 ☎231-1705へ。